

議案第 2 号

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令について

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成25年9月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令

沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

訓令案の概要の説明

課名 総務課

1 件名

沖縄県教育関係職員表彰規程を廃止する訓令

2 廃止の経緯及び必要性

文部科学省の表彰制度等の改正をふまえ、沖縄県教育関係職員表彰規則を制定するため、本規程を廃止する。

3 制定案の概要

沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）を廃止する。

4 添付資料

(1) 沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）

沖縄県教育関係職員表彰規程

昭和59年10月8日
教育委員会訓令第3号

沖縄県教育関係職員表彰規程を次のように定める。

沖縄県教育関係職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会の所管に属する教育関係職員（以下「職員」という。）の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する職員について行う。

- (1) 学校教育又は教育行政の進展に抜群の功績があつた者
- (2) 職務上有益な発明、発見又は考案をした者
- (3) 永年職員として勤続し、その成績が特に優秀な者
- (4) 災害を未然に防止し、又は災害に關し危険をかえりみず職務を遂行した者
- (5) その他職員等の模範となる行為のあつた者

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰状には副賞として記念品を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月23日に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、隨時に行うことができる。

(審査会)

第6条 沖縄県教育庁に職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長及び審査員で組織する。
- 3 会長は、教育管理統括監をもつて充てる。
- 4 審査員は、教育指導統括監、総務課長、学校人事課長、県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長及び生涯学習振興課長をもつて充てる。

第7条 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した審査員がその職務を代理する。
- 3 会長は、審査の結果を教育長に報告する。

(表彰の推薦)

第8条 所属長（市町村立学校の教職員については、当該市町村教育委員会）は、所属職員のうちで第2条各号の一に該当する者があると認めるときは、表彰推薦書により教育長に推薦（市町村立学校の教職員については、当該教育事務所長を経由）するものとする。

(表彰名簿)

第9条 総務課長及び学校人事課長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。